

## 市営住宅給水設備緊急対応業務要領

- 1 高槻市（以下「市」という。）水道部と締結する「給水装置屋内漏水修繕等に係る待機保安業務」委託契約に基づく高槻市営住宅（以下「市営住宅」という。）に係る業務については、この要領の定めるところにより行うものとする。
- 2 市営住宅に関する修繕については、緊急対応が必要なものに限定して行うこと。ただし、修理費用が概ね3万円以内の場合は、この限りでない。
- 3 上記の修繕を行った場合は、修繕前及び修繕後の写真を撮影し、5の修繕に係る費用を請求する際に市に提出すること。
- 4 市営住宅入居者より受けた通報内容及び緊急修理の内容について、平日にあっては、翌朝の市就業時間帯に市住宅課へ、土・日、祝祭日及び年末・年始にあっては、通報を受けた後速やかに市住宅課緊急連絡先に遅滞なく報告すること。
- 5 緊急対応修繕に係る費用は、市住宅課に請求するものとする。  
ただし、入居者が負担すべき費用は、「修理負担区分」に基づき入居者に請求するものとする。
- 6 入居者より委託業務の範囲外（建物に関わる通報等）の通報があった場合は、市の夜間・休日連絡先（市代表電話、警備室）を入居者に案内すること。
- 7 業務の円滑な執行のため、次の資料を提供する。ただし、業務委託期間を満了したときは、速やかに廃棄もしくは返還し、目的外使用をしないこと。
  - ① 各連絡先一覧・各住戸止水栓位置
  - ② 緊急連絡体制
- 8 その他、要領等に示す内容に疑義が生じた時は、市住宅課職員と協議し指示を受けること。